

令和6年度 国民健康保険特別会計の決算の状況

国民健康保険は、加入者が病気やけがをしたときに安心して治療を受けられるよう給付する制度です。

☆詳しくは、保険係へ。

◇ ◇ ◇ ◇ ◇
 決算の状況は、図1のとおりです。

◎歳入
 総額は令和5年度に比べて1.7%減少しました。

歳入の主なものとは都支出金(※1)と、加入者が納めた保険税で、82.9%を占めています。保険税収入は、加入者の減少などにより、5年度に比べて2.1%の減少となりました。

歳入の15.3%を占める繰入金は、保険税や都支出金などの歳入だけでは歳出を賅えないため、一般会計と国民健康保険事業運営基金から繰り入れられるものです。図2のとおり、約4億円の赤字補てん分を含めて約17億5500万円となりました。

◎歳出

歳出の主なものとは、保険給付費(※2)、事業費納付金(※3)で、96.1%を占めています。5年度に比べて事業費納付金

などが減少したことにより、歳出の総額は2.3%減少しました。

◎加入者1人当たりの医療費と保険税

加入者1人当たりの医療費と保険税は、図3のとおりです。5年度と比べると、医療費は1万2125円増加し39万6890円、保険税は421円増加し9万1301円となりました。

◇ ◇ ◇ ◇ ◇
 市では、今後も歳入の確保に努めるとともに、特定健康診査など保健事業の実施や、ジェネリック医薬品の利用促進などにより医療費の適正化を図り、引き続き安定した財政運営に努めます。

「国民健康保険だより」を発行しています

毎年度1回、全世帯に配布しています(今年度は6月に配布)。制度のしくみ、加入・脱退などの手続き、給付や補助の内容、生活習慣病の発症や重症化を予防するための特

定健康診査などについて掲載しています。
 市ホームページでもご覧いただけます。

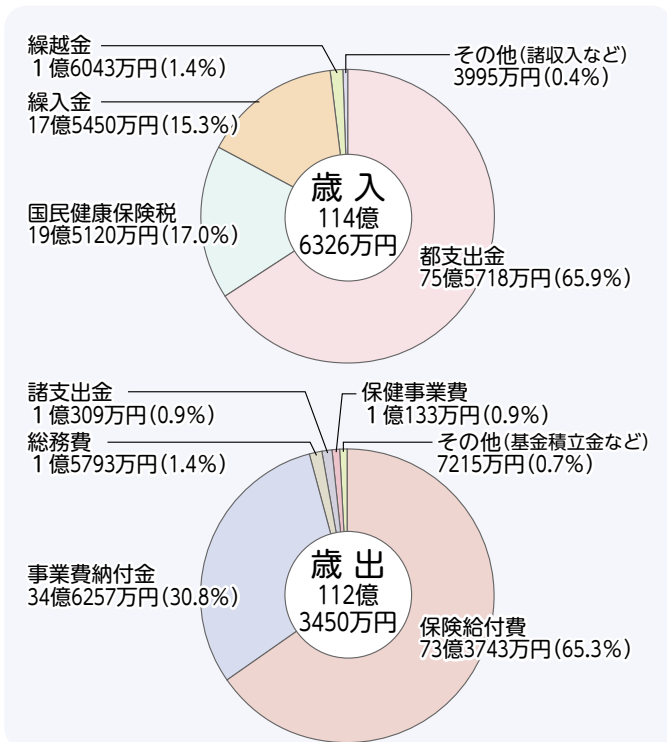
二次元コードはこちら▼



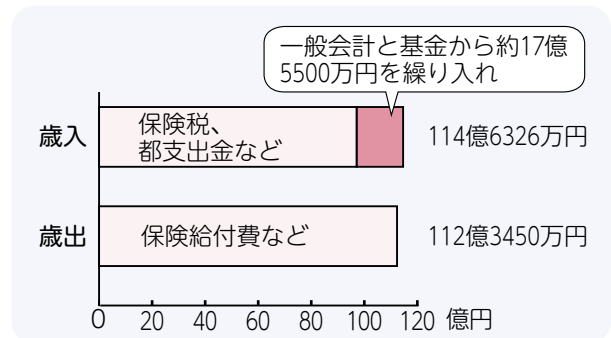
【用語説明】

- ※1 都が負担する補助金など
- ※2 市が医療機関などに支払う費用
- ※3 市の医療費の支払いなどに応じて都内の全市区町村が共同で出し合う納付金

▼図1 令和6年度国民健康保険特別会計決算



▼図2 繰入金の状況



▼図3 加入者1人当たりの医療費と保険税

